

# 公益財団法人都市緑化機構会員に関する規程

制 定 平成 25 年 4 月 1 日

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人都市緑化機構（以下「機構」という。）の定款第 49 条第 2 項の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定める。

(賛助会員)

第 2 条 機構の事業を賛助しようとする団体、法人又は個人は、理事会の承認を得て会員となることができる。

(入会の手続き)

第 3 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第 4 条 会員は、毎年会費を納入しなければならない。

2 会費は、団体又は法人にあつては 1 口 50,000 円（町村にあつては 1 口 30,000 円）、個人にあつては 1 口 10,000 円（学生にあつては 1 口 5,000 円）とし、会員の負担すべき口数は次のとおりとする。

(1) 団体又は法人

①都道府県及び政令指定市	年額 2 口以上
②市町村	年額 1 口以上
③利益を目的としない法人並びに①及び②を除く団体で	
イ 目的とする事業が二以上の都道府県にわたるもの	年額 2 口以上
ロ イ以外のもの	年額 1 口以上
④企業等	年額 2 口以上
(2) 個人	年額 1 口以上

3 会費は、毎年 6 月末日までに納入するものとする。

(会員の受ける特典)

第 5 条 機構は、会員に対し、次の便宜を提供するものとする。

- (1) 機構の発行する機関誌等の無料配付
- (2) 機構の開催する研修会、講習会、見学会等への割引料金による参加
- (3) その他機構の行う事業への参加

(会費の減免)

第 6 条 機構は、会員が水害、震火災その他非常事態により損害を受けたときは、理事会の承認を得て、損害の程度に応じ会費の一部又は全部を減免することができる。

(会費の用途)

第 7 条 第 4 条の会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合は退会する。

- (1) 会員から退会の申し出があったとき
- (2) 団体又は法人が解散したとき

2 前項の規定により退会した会員の既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人都市緑化機構の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人都市緑化機構賛助会員規程は、この規程の施行の日に廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。